

# 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第8回本部員会議

日時：令和2年4月1日(水) 14時～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

## 1 本部長発言（村岡知事）

まず、今日は新年度の初日でいろいろ忙しい時ではありますが、今回大きく、幹部をはじめ職員の異動がありました。そうした中であってですね、新型コロナウイルスへの対応力が県庁全体で落ちてはいけませんので、初日にこの会議を開いてですね、我々、万全の警戒態勢を引き続き維持していかなければなりません。

この会議はですね、今日で8回目ということでもありますけれども、皆さんご案内のとおり、国におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正をされまして、この会議も政府の本部と同様にですね、法律に基づく会議となって、本日が初めての会議となります。体制も、本部員のメンバーも拡充されましたけれども、ぜひ全庁を挙げてしっかりとした対応をしていきたいと思えます。

まず、私の方から、新年度が始まったということでもありますけれども、現在までのところ、県内での感染者は6名ということです。いずれも感染のルートもわかって、また2次感染の対象者もしっかりと把握して対応しております。感染のルートがわからないような感染が県内でどんどん広がっているということではないわけでありまして、関係の皆さん、そして県民の皆さんの様々な行動の心がけの賜物だと思っておりますけれども、この4月になってですね、全国的に人が大きく動きます。山口にもですね、県外から入学ですとか、入社ですとか、転勤ですとか、そういった形で多くの方が山口に来られることとなりますので、ぜひ新しく山口に来られた方々にもですね、そうした感染予防、拡大防止の行動を心掛けていただきたいと、そういった思いで知事メッセージを作成しました。

これは知事メッセージの冒頭の部分を書いていますけれども、新生活をしっかりと充実したものにして送ってもらいたいということと、健康が大事だということと、感染の拡大防止につながる行動をしっかりと行っていただきたいということです。

中身はですね、今日チラシもありますけれども、生活をしっかりと守ってですね、健康に留意するということ、それから感染を広げないための手洗いとか咳エチケット、そして最近も皆さんも御存じの3つの「密」と言われていますけれども、「密閉・密集・密接」そうした場を出来るだけ避けると、そうしたことをですね、行っていただくことをお願いしております。

さらにですね、特に来られた方に健康に不安等があれば、速やかにそれぞれ最寄りの健康福祉センター、保健所に相談してもらいたいということとあります。医療機関に直接行くのではなくてですね、まず相談していただくということを、それぞれ具体的な保健所、健康福祉センター等の連絡先も書いてお伝えをしていきたいと思っております。

先ほども申しました通り全国的に大移動が行われる時期でありますので、感染の拡大のリスクが高まるのが心配されるわけです。この時期にですね、集中的に周知をしていく

必要があると思います。

朝から関係の部長には指示をしましたが、大学ですとか、あるいは企業、また各市町にもこうした周知を、しっかりと協力して行っていただくように要請を行うこととしておりますので、関係の部局の皆様においても、この重要な時期でありますので、集中的な周知をお願いしたいと思います。

それから、前回の会議以降のことですけれども、国において、今後の感染症対策の指針となります基本的対処方針が示されました。また、緊急経済対策の策定及びそのための補正予算の編成も示されているところです。

こうした新しい動きを踏まえて、今後も県として、適宜適切に万全の対応をとっていかねばなりません。間断なく感染症対策を講じていくために、年度初めのこの時期に、速やかに本部員、メンバー全員です、情報を共有していく、共通の認識をもっていく、そうしたことを行っていきたいと思っております。

国内外ともに、感染の患者数が急増しております。本県、6例ということが生じているところでありますけれども、まん延防止ですとか、今後の県民生活に及ぼす影響等への対応をですね、全庁挙げて全力で取り組んでいかなければなりませんので、どうぞよろしくをお願いします。

## 2 議題（1）現在の発生状況等について

### ・事務局説明（石丸健康増進課長）

それでは、資料の3ページ、4ページ、5ページ、6ページになりまして、現在の発生状況及び本県の取組について説明させていただきます。着座で説明させていただきます。まず3ページをご覧くださいませ。

ニュースでも連日のように報道されておりますが、今、全世界で患者が非常に増えているところがございます。集計数としましては、患者数が75万人、中国以外の感染者の多い国がアメリカ、イタリア、スペイン、ドイツ等々、欧米諸国となっており、この数の増加はいまだ勢いが衰えるところはございません。死亡者数につきましても3万3千人を超えている状況でございます。

日本国内の状況も、先ほど知事からもありましたが、患者数が増えているところがございます。1日200人を超える状況になってきております。

3月31日までに、これまでに43都道府県、岩手、山形、鳥取、島根を除くすべての県になりますけれども、感染者の発生というのをみております。数字はそこにありますように、検査陽性者は1,835名となっております。

入院されている方も表の中にもありますが、1,358人。この方の半数以上が軽症から中等症ではありますが、人工呼吸器をつけている方も入院中の4.3%にあたる59人、また、これまで死亡された方について54名ということで、検査陽性者のうち、計算上、約3%に当たる方がお亡くなりになっておる状況です。本県の取組について、4ページをご覧ください。

相談対応につきましては、これまで1月31日から全10か所の相談窓口で対応しておりますが、8,481件になっております。平日におきましては、連日のように200件から300件の相談が寄せられており、保健師等による適切な相談対応に努めているところであります。

相談内容につきましては、下のところにありますが、健康相談や医療体制について多くの方が相談されています。また、最近の傾向としまして、保健師から聞いたところによりますと、海外からの帰国者等々に関する健康状態や医療相談、そういうものが増えているようだという声を聞いております。

PCR検査、医師が医学的に検査が必要だというふうに疑った場合、検査に対応しております。これまで、3月30日までは、257人にPCR検査を実施し、先ほどの知事にもありましたように陽性者が6名という状況でございます。これにつきましても、1日20件前後に増えているところであり、これも適切に対応させていただいておりますが、今後も検査数が増えてくるものと考えております。

資料をおめくりください。

5ページ、6ページにつきましては、山口県における5例目の方、6例目の方についての記者発表資料を添付しております。

5例目につきましては、20歳代男性の山口市の方で、3月22日に発熱、頭痛、翌日から咳が出始めたということで25日に陽性が確定しました。渡航歴等につきましては、ヨーロッパに留学というような出来事ございました。

また、6例目の方につきましては、先の第5例目の方の濃厚接触者ということで40歳代の女性でございます。この方につきましても、3月23日に倦怠感を自覚し、3月26日に陽性が確定いたしました。

以上のように今後、先ほど知事からもありましたが、感染経路また、二次感染について適切に対処しており、今のそのルートが分からないような方の発生はないということでございますが、適切に対処しておりますが、今後も海外からの帰国者等々の分がいつあるかもしれません。予断なく緊張感をもってこれからも対応していきたいと考えております。以上でございます。

#### ・本部長発言（村岡知事）

ただ今の事務局からの説明について、質問等はありませんでしょうか。

特になければ、次に議題の2、先日3月28日に政府対策本部から発表されました新型コロナウイルス感染症への基本的な対処方針について、事務局から説明をお願いします。

### 3 議題（2）基本的対処方針（令和2年3月28日政府発表）について

#### ・事務局説明（石丸健康増進課長）

それでは資料7ページ、8ページを御覧ください。

この基本的対処方針は、新型インフルエンザ等特別対策措置法、3月13日に改正されましたが、この第18条第1項に規定されているものでございます。国、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策を更に進めるために、今後講じるべき対策を現時点において整理し、対策を行うにあたり準拠となるべき統一的指針を示したものであります。

内容については大きく3つの柱で構成されております。

まずは新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実ということで、感染状況、感染症の特徴、また現時点での今後の治療方法等について、簡単に整理されております。

柱の2番目については、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針ということで大きく3つの視点でまとめられております。

1つ目は情報提供・共有。蔓延防止策等によって各地域においてクラスター・集団発生の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制するという。また、2番目はサーベイランス。これは流行状況の把握でございますが、これや情報収集及び適切な医療の提供により高齢者等を守り、重傷者及び死亡者の発生を最小限に食い止めること。また、的確な蔓延防止策及び経済雇用対策により社会・経済機能への影響を最小限に留める。この3つが大きな方針の柱でございます。また、4つ目のところに書かれておりますのは、一方向性ではなく、現状をその地域ごとによく把握し、発生が抑制された場合には強化した対策を適切に元に戻すというようにも書かれております。

3つ目ですが、対策の実施に係る重要事項として各論が述べられております。6つの項目から成っております。1つ目は情報提供の共有。2つ目、流行状況の把握のサーベイランス、情報収集。3つ目以降、蔓延防止、医療、経済雇用対策、その他重要な留意事項と書かれています。また、政府・各省庁の取り組むべきこと、地方公共団体・都道府県が取り組むべきこと等が整理されているところであります。

情報提供につきましては、国は正確・丁寧な情報の提供や帰国者に対する2週間の外出自粛等の対策の実施が書かれており、都道府県においては、住民への独自のメッセージ・注意喚起等を適切に行うよう示されております。また、流行状況の把握・情報収集につきましては、政府については検査体制の強化、地方公共団体・都道府県においてもPCR等の検査をいろいろな方法を取りながら実施していくよう書かれております。

蔓延防止につきましては、一つのキーワードとしてあるのは、クラスター・集団発生でございます。この対策について、専門家の確保・育成等に努めていくことが国の役割として示されているほか、水際対策の推進についても述べられております。都道府県におきましてもクラスター対策、接触機会の低減、これの対策を打ち出して取り組むこと、また、クラスターが発生していることが疑われる場合、法に基づく施設の休業やイベントの自粛等の対応を要請するなどの取組、また、全国的かつ大規模な催し物の開催については主催者による慎重な対応を求める等が書かれております。

更に、医療につきましては、国においては地方公共団体と連携しながら、地域ごとの柔軟な入院医療体制も含む医療提供体制の確保に努めること、また、都道府県においては、帰国者・接触者外来の増設、また現状のスキームでは医療提供の限度を超える場合には一

般の医療機関における外来診療の実施等に取り組むこととなっております。

併せて5番目の柱として、感染症という病気とは異なる視点、経済雇用対策を強力に推進することが書かれております。その他重要な留意事項としては、人権等への配慮、物資・資材の供給、情報共有の強化、社会機能の維持などが適切にまとめられております。簡単ではございますが、基本的対処方針の概要の説明を終わります。

#### ・ 本部長発言（村岡知事）

ただいまですね、事務局から説明があったところですが、本県といたしましても国の対処方針を踏まえて今後の対策をしっかりと進めていく必要があると考えます。

この国の方針に関連する現在の取組ですとか、今後の取組の方向性について関連する部局から報告をお願いします。

#### ・ 副教育長発言

教育委員会からは、2点報告をいたします。

まず、資料8ページ、対処方針の(3)まん延防止に関する事項として、学校への感染症対策の指導等について報告いたします。

新学期からの学校の再開にあたっては、県立学校や市町教委に対しまして、健康福祉部と連携し、資料9ページから11ページにあります感染防止に係る保健管理の留意事項を示して、児童生徒の健康観察や手洗い・消毒等の適切な予防対策を講じるよう周知・徹底しています。

引き続き、子どもたちの健康・安全の確保のため、感染症対策に万全を期してまいります。

次に、現時点での、学校の入学式、始業式の開催予定等について資料12ページ、13ページのとおり取りまとめましたので報告します。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響で入学式を実施しない学校は、12ページの下の方、山口高等学校の通信教育制の1校のみとなっております。また、同様の理由で始業式を実施しない学校は、13ページの中ほど、大津緑洋高等学校の1校のみで、市町立の小中学校も含め、その他の学校では、規模の縮小等、開催方法を工夫して実施する予定となっております。

新型コロナウイルス感染症の発生状況については、日々変化しておりますので、最新の情報を収集しながら、学校関係者で連携して対応してまいります。

教育委員会からは以上です。

#### ・ 総務部長発言

冒頭、知事からありましたメッセージでありますけれども、さっそく各大学に対して要請を行いたいと考えておりますし、県職員に対しても、規則正しい生活習慣や手洗いなどによる身近な感染防止対策の徹底、それからいわゆる3つの密、この回避について、公私の場面を問わず、注意喚起を行いたいと考えております。

それから、私立学校の関係で2点ございます。

まず、感染症防止対策の徹底について、国による学校再開に向けたガイドラインの通知などを通じて、全ての私立学校に対して、3つの密（①密閉、②密集、③密着）の回避や手洗い・咳エチケット等予防対策の徹底などについて要請してきたところである。

その後、国から、新学期からの学校活動における留意事項等に関するQ&Aが示されたことから、私立学校に対し、健康管理の実施や学校行事における感染症防止対策等について、改めて周知を図ったところでございます。

先ほど教育委員会からございました感染防止に係る保健管理の留意事項についても周知をしているところでありまして、今後とも県教育委員会とも連携しながら、私立学校における感染症対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

それから、学校の再開でありますけれども、私立学校等ですけれども、聞き取りにより確認したところ、臨時休業の対象となった私立中学、高等学校等36校のうち、入学式を行わない学校は1校、始業式を行わない学校が5校となっております。その他の学校につきましては、感染防止対策の徹底と、規模の縮小や式典時間の短縮など、開催方法を工夫して実施される予定ということで聞いております。

なお、学校の再開にあたっては、今後の国の動向なども踏まえながら、私立学校に対して引き続き適切な対応を要請することといたしております。

それから、子ども用のマスクの配布について、私立幼稚園に対して県の一括調達によって子ども用マスクを配布するというところで、昨日、第1弾の納品があったところでありまして、61園に対し、12,500枚のマスクの配布を行ったところであります。

このほかにも、子ども用マスクを希望する幼稚園が多数あることから、納入次第、速やかに配布できるよう対応してまいりたいと考えております。

最後になりますが、県有施設の休館や県主催イベントの中止・延期等については、政府の方針に即しまして、国の専門家会議が公表した「感染対策のあり方の例」を参考としながら、各施設やイベントごとに再開の必要性を判断して、必要とする場合には適切な感染予防対策を講じることを前提として、その準備が整い次第、順次、施設の開館、それからイベントの開催等を行うことを基本としております。

こうした考えのもと、先月27日から休館していた県有施設を順次開館しているところでございまして、4月以降のイベントについても、適切な感染予防対策を講じたうえで再開を検討することとしております。先ほどご説明のありました基本的対処方針におきましても、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、的確に打ち出すこととされていることから、今後、さらに県内で感染の拡大が確認されるなど、事態に重大な変化が生じた場合には、改めて県有施設の休業やイベントの自粛等を判断することとしております。

## ・総合企画部長発言

総合企画部からは、知事会における対応状況についてご報告いたします。先ほどの基本的対応方針の中でも地方公共団体としての役割が書かれておりました、それに係る対応ということになるかと思えます。

まず、全国知事会については、2月25日に全都道府県参加のもとで新型コロナウイルス緊急対策本部が設置されております。これまでの間、国に対して、小中学校等の臨時休業に係る対応ですとか、再開に向けた指針の公表、また医療現場や社会福祉施設等へのマスク等の供給、さらには現下の経済情勢を踏まえた大胆な地域経済対策の実施といったことで、数度にわたりまして、要望ですとか意見交換を実施しているところであります。また、全国各ブロックにおいても速やかに連携を図り、国と一体となって協力していくことを確認されております。

これを受けて、中国地方知事会といたしましては、3月27日にウェブによる知事会議を開催し、「中国地方知事会 新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しております。感染拡大を防止して、中国5県の県民の生命と健康を守るとともに、地域への影響を食い止めることを目的として、具体的には、①PCR検査の相互支援、②重症患者の広域的な受け入れ、③人材の広域的な支援といった、広域連携体制を構築するとともに、住民に向けまして、感染症予防の徹底や海外渡航の自粛といった呼びかけも行っているところでございます。

今後、万が一の際には、直ちにこうした広域的な対応がとれますよう、関係部局におかれても、各県との連携強化、万全の準備について、取組をよろしくお願いします。

## ・健康福祉部長発言

健康福祉部からは、今後感染が拡大した場合に備え、医療提供体制の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

まず、感染症の疑いのある方の診断を行う、帰国者接触者外来については、今後の検査対象となる患者数が増加しても、しっかりと対応できるよう、体制の拡充に努めていくこととしております。具体的には、現在、各圏域に少なくとも1か所以上、県下では、18か所あるんですけれども、今後、公立・公的医療機関を中心に、県医師会等とも協議を進めて取り組んでまいりたいと考えております。

また、入院医療については、患者さんの適切な入院医療の実施と感染拡大防止を図るため、現在県内4か所の感染症指定医療機関において感染症病床40床を確保しているところです。今後、入院患者が増加しても十分対応できるよう、県内の結核病床の活用、さらには感染対応できる一般病床の活用など、さらなる確保を図っていきたいと考えております。

それから、先ほど総合企画部からも説明がありましたけれども、先日の中国知事会で確

認された広域連携体制の構築に向けましては、県境における重症患者の広域的な受け入れ、そしてPCR検査の相互支援など、今後各県と具体的な詰めを進めていきたいと考えております。

#### ・商工労働部長発言

商工労働部からは、まず、冒頭知事からございましたメッセージにつきまして、経済5団体を通じまして、県内事業所へ伝達し、周知を図ることとしております。

次に先ほどの対処方針に関連しまして、経済・雇用対策の関連では、県内中小企業からの相談状況であるとか、製造業を中心とした県内経済への影響について報告します。

商工会議所であるとか、日本政策公庫など、県内に設置された相談窓口に寄せられる相談は最近特に急増しており、3月末現在で、累計2,791件に上っています。飲食業、卸小売業、宿泊業を中心に、資金繰りの悪化の相談であるとか、県内に景気の先行き不安があるといった、先行き不安視などの影響によると考えています。

一方、県内大手の製造業の状況を見ると、自動車製造業については、海外市場の販売の急激な停滞等を受けた生産調整の動きがございます。このため、関係事業者への影響も見込まれています。しかしながら、その他の大手製造業については、先週末に各事業所から聞き取った限りでは、現時点においては直接的な影響は出ていないと聞いております。一方で、今後、自動車メーカーの生産調整や物流の停滞、石油需要の落ち込み等による間接的な影響も含めまして、影響を懸念する声が強まっています。

こうした中、県の取組として、2月25日から取り扱いを開始した経営安定資金については、3月末現在で12件、1億3,350万円の保証承諾を行っている状況でございます。また、先日の会見で知事から発表されました緊急対策に基づきまして、本日から、更なる中小企業者の経営安定に資するよう、融資条件の緩和や、利率、保証料率の引き下げ等の追加措置を講じたところでございます。

今回の国の基本的対処方針を踏まえながら、今後の国の補正予算の動向はもとより、引き続き県内景況の状況を見極めながら、国施策とも連携し、県内事業者の支援にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

#### ・環境生活部長発言

環境生活部では、県内の飲食業への影響について、先週、県飲食業生活衛生同業組合を通じまして調査を行いました。その結果によりまして、2月の売上については約70%の事業者が昨年同期比で減少していると答えています。また、3月の売上につきましては85%を超える事業者で減少見込みとなっております、影響の大きい状況がうかがえます。



さらに、「歓送迎会の時期のキャンセルにより、売上がかなり減少している」とか、「週末の家族客が減少している」などの切実な声も聞かされているところでございます。

こうした飲食業への影響については、引き続き注視するとともに、把握にも努めていきたいと思っております。そして、関係部局とも情報共有していきたいと考えております。

## ・観光スポーツ文化部長発言

観光スポーツ文化部からは、宿泊業の状況について報告させていただきます。

県の旅館ホテル生活衛生同業組合が実施した3月31日時点の調査によりますと、回答のあった県内86施設について、1月から5月までの宿泊キャンセルは、累計で11万2,000人となっております。また、会議あるいは宴会等についても、キャンセルが2,085件に上っており、その損害額は約22億円と推計されております。

また、大手旅行会社からは、3月31日時点での旅行の予約販売状況が、対前年同月比の減少幅でございますが、3月が63%減、4月が86%減、5月が65%減となっております、極めて厳しい状況でございます。

関係の事業者からも、先行きが見通せない中で、かつてない深刻な経営状況にあるという切実な声をお聞きしている状況です。こうした状況については、引き続き注視していくとともに、継続して状況の把握に努めていきたいと考えております。

現在、国におきましては、当面の対応として、資金繰り対策等で関係事業者を下支えしながら、将来の需要回復に向けた基盤を整備していくとされておまして、観光スポーツ文化部といたしましても、こうした考えの下で、魅力的な観光コンテンツの造成でありますとか、外国語対応等の受入環境整備など、今できることにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、事態終息後の観光需要の速やかな回復に向けて、国の補正予算の動きにも呼応して、迅速かつ効果的な取組が実施できるよう、適切に取り組んでいきたいと考えております。

## ・本部長発言（村岡知事）

各部局から報告をいただきました。

本日報告のあった対策について、各部局との情報の共有、また連携を図りながら、確実に取り組んでいくように、お願いいたします。

結びになりますけれども、各部局におかれては、先ほど報告がありました基本的対処方針を踏まえ、しっかりとそれぞれ対応を行っていただきたいと思っております。そしてまた、国のほうで近々に示されます、緊急経済対策、これについての情報もしっかりと収集していただき、また先ほど各部局からも報告がありましたが、県内の各分野の状況についても、引

引き続ききめ細かく把握し、実情に即して対策をしっかりと講じていかなければいけない  
と思いますので、施策の立案、とりまとめなど、県民の皆様の不安解消につながる取組、  
ぜひこの県庁でワンチームとなってしっかりと取り組んでいきたいと思いますので、ど  
うぞよろしく願いいたします。